

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月から6年2月まで
② 平成6年6月から7年3月まで

国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は、私が行ったのか、家族の誰かが行ったのかよく覚えておらず、領収証等関係書類も手元に残っていないが、保険料についてはきちんと納めていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人及びその家族の者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において払い出された番号であり、その払出日は社会保険事務所保管の「国民年金記号番号払出状況」から平成7年11月以降と推認できるが、同年11月の時点では、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間前後における国民年金保険料の納付状況をみると、平成8年4月に、申立期間①及び②に挟まれた6年3月から同年5月までの保険料を過年度納付している上、申立期間②直後の7年4月から8年3月までの保険料を現年度納付していることから、申立人は、同年4月に保険料の納付を開始したと考えられるが、その時点では、申立期間①については時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立期間①について、申立人が当時居住していたB市を調査しても、国民年金に加入した形跡は無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②は10か月と短期間である上、上記のとおり、申立人が国民年金保険料の納付を開始したと考えられる平成8年4月の時点では、申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であり、前後の期間の保険料を過年度納付及び現年度納付により一括して納付しながら、あえて申立期間②のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年6月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年3月まで
② 昭和44年9月及び同年10月
③ 昭和45年7月から同年12月まで

国民年金の加入手続は、私の母親が自宅で集金人に行った。申立期間①及び②の国民年金保険料は、母親とは別々に納付しており、保険料を納付すると集金人が国民年金手帳に印鑑を押していた。申立期間③については、昭和45年6月に婚姻した後であり、夫と一緒に保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金への加入手続は申立人の母親が自宅で行ったとしているところ、町に照会した結果、申立期間①当時は国民年金の加入率が低かったため、町の職員が集金人と一緒に自宅まで出向き、加入手続を行っていたと回答していることから、申立人の記憶と一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年5月に払い出されており、この時点では、申立期間①の国民年金保険料は過年度納付によらなければ納付できないが、町では、申立期間①当時、集金人は過年度納付についても取り扱っていたとしている上、申立期間①は5か月と短期間であり、申立人が納付したと記憶している金額も申立期間①当時の保険料額と一致していること等を勘案すると、申立人は、申立期間①の保険料を集金人に納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②及び③について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人への聴取の過程において、申立人が婚姻する前の納付状況に係る供述は変遷しており、当時の記憶に不確かな点が見受けられる上、申立人は昭和 44 年 5 月から 45 年 6 月まで申立期間②を除いて厚生年金保険に加入しているが、これに伴う国民年金の届出については覚えていないとしており、申立期間③の国民年金加入手続の状況は不明である。

さらに、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び町の記録共に、申立期間②を含む昭和 44 年 6 月から同年 10 月まで未納となっている（昭和 44 年 5 月分の国民年金保険料は重複納付のため平成 20 年 3 月に還付済み。）ほか、申立期間③については、44 年 11 月に厚生年金保険に加入したことにより国民年金被保険者資格を喪失して以降、46 年 1 月に国民年金被保険者資格を再取得するまで国民年金に再加入した形跡は無く、申立期間③は未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することはできない上、当該旧台帳には、申立人の婚姻に伴う名字の変更、住所異動記録等も適切に記載されており、記載内容に不自然な点はみられない。

このほか、申立期間②及び③について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 11 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和32年9月21日と認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月21日から同年9月23日まで

昭和26年4月1日にA社(現在は、C社)D工場へ入社した。32年9月21日に同社のB工場へ転勤したが、B工場での資格取得日は同年9月23日とあり、厚生年金保険期間に空白ができています。厚生年金額に影響のないことは承知しているが事実と相違しているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人のA社における雇用保険の加入記録から、申立人が同社に継続して勤務(昭和32年9月21日に同社D工場から同社B工場へ異動)していることが確認できる上、申立人の退職金支給明細書及び平成7年分の退職所得の源泉徴収票にも就職年月日昭和26年4月1日、退職年月日平成7年11月4日と記載されており、申立人は入社から退職まで継続して同社に勤務していたことが分かる。

また、申立人と同時期にA社D工場から同社B工場に異動した一人に申立人と同様に二日間の空白期間が見受けられるほか、C社の事務担当者は「当時の事務担当者の連絡不足で、申立人の記録に空白ができてしまったと思う。」と供述している上、申立人のA社B工場における資格取得日である昭和32年9月23日が月曜日であることを踏まえると、当該事業所が申立人の資格取得日について誤った届出を行ったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B工場における資格取得日は昭和32年9月21日と認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年2月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立期間のうち昭和44年4月から同年10月までを6万円、同年11月から45年1月までを8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から45年2月21日まで

私は、昭和45年2月21日にA社に勤務するまでB社に勤務しており、厚生年金保険被保険者の記録が10か月間空白となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録を検索したところ、申立人が申立期間に勤務していたとされるB社C工場のほかにD社の記録があることが判明した。

このため、社会保険事務所が保管しているD社の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の厚生年金手帳記号番号と相違するが、申立人の氏名、生年月日及び性別が同一である被保険者記録があり、その記録には昭和44年4月1日に資格を取得し、45年2月21日に資格を喪失した旨の記載がある。

また、B社が保管している厚生年金保険被保険者台帳には、申立人の記録として「資格喪失年月日45年2月21日」と記載されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人がD社に勤務し、事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、45年2月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票及び当該事業所の厚生年金保険被保険者台帳に記載された標準報酬月額から、申立期間のうち昭和44年4月から同年10月までを6万円、同年11月から45年1月までを8万6,000円とすることが妥当である。

三重国民年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 2 月から 48 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 2 月から 48 年 12 月まで

申立期間当時は婦人会が国民年金保険料の集金をしており、結婚前は父親が保険料を納めていたと思う。結婚後は妻が家族全員の保険料を婦人会に納付していた。私だけ国民年金に加入していないということはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親及びその妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間のうち、婚姻前の期間について国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたとする申立人の父親は他界している上、婚姻後の期間について納付を行っていたとする申立人の妻に聴取しても保険料の納付等についての具体的な記憶は無いため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、初めて被保険者となった日は昭和 52 年 9 月 1 日と記載されているが、これは市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿の記録とも一致しており、申立期間は未加入期間となっている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 11 月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない上、当該手帳記号番号が払い出された後の 53 年 7 月から第 3 回特例納付が実施されているが、申立期間は未加入期間であることから特例納付することはできず、社会保険事務所及び市を調査しても、申立期間について特例納付された形跡も無い。

このほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 5 日から 33 年 1 月 1 日まで
② 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 5 月 21 日まで

社会保険事務所にA社での厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は昭和 32 年 4 月 5 日から 36 年 5 月 21 日まで同社で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は何も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間及びその前後にA社に在籍していた同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）5人に照会したところ、複数の同僚が、申立人が同社で勤務していたと供述しているものの、同社で勤務していた時期については特定できず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①について、同僚のA社に係る厚生年金保険の資格取得日も、本人が記憶している入社日から8か月から2年後となっている。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 32 年 4 月 1 日資格取得）から*番（昭和 33 年 1 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点はみられない。

また、申立人は申立期間②について、A社を辞める前に体調を崩し休業し

ていたので、自分の勘違いかもしれないと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 544

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 8 月 ごろ から 16 年 4 月 10 日 まで
私が勤務していたA社では、平成 8 年 8 月 ごろ から 給与 体系 が 水 揚 制 と な っ た が、そのころから標準報酬月額が給料支払明細書に記載されている「支払額計」（手取り額）より少なくなっている。私と同僚の給料支払明細書を提出するので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金が保管している厚生年金基金加入員台帳及びA社が保管している平成 14 年から 16 年までの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている申立人に係る標準報酬月額並びに申立人から提出された同社の給料支払明細書に記載されている「差引支給額」（報酬月額）及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所の記録と一致している。

また、申立人が提出した平成 8 年及び 9 年における A 社の同僚の給料支払明細書に記載されている「差引支給額」（報酬月額）に見合う標準報酬月額も社会保険事務所の記録と一致していることから、同社において標準報酬月額の届出は申立人も含め適切に行われていたと考えられる。

さらに、申立人は、標準報酬月額が給料支払明細書に記載されている「支払額計」より少なくなっていると主張しているところ、A社に申立人の標準報酬月額について照会したところ、「社会保険事務所には、給料支払明細書に記載されている『総支給額』から『出張費』を控除した『差引支給額』を標準報酬月額として届け出ている。」との回答があった。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から 61 年 7 月 1 日まで

A社（現在は、B社）で健康食品、化粧品のキャッチセールスをしていた。基本給は安い、売り上げの2割程度の報酬があった。私は入社してから退職するまでの13か月間、全国54店舗5,000人いる営業の中で2位という営業成績で、給料は月に180万円から300万円ほどもらっていたので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額は、A社から得ていた報酬額からみて低額であると申し立てている。

しかし、当該事業所において申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚5人及び申立人がC支店の同僚として名前を挙げた4人の申立期間当時の標準報酬月額は9万8,000円が1人、11万8,000円が2人、13万4,000円が1人、15万円が2人、18万円、19万円、24万円がいずれも1人であり、これらと比較して申立人の標準報酬月額に不自然さはない。

また、申立人は当該事業所から得ていた報酬額のうち、基本給は10万円前後であったと供述しているところ、申立期間の標準報酬月額は、基本給の額とおおむね一致している。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 2 日から 38 年 3 月 1 日まで

私は、17 歳か 18 歳のころ、A 社（現在は、B 社）に入社し 2 年ぐらい勤務して退職したが、再度、同社に入社した。2 度目に勤務した時の被保険者記録はあるが、1 度目に勤務した時の被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の当時の役員及び同僚の供述から、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間に A 社に在籍していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険整理番号*番（昭和 36 年 4 月 1 日資格取得）から健康保険整理番号*番（昭和 38 年 12 月 1 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 547

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月4日から63年6月30日まで
私は、A社（現在は、B社）で働いていた。勤務時間は不定期であったが毎日働き、入社当時は発電所の建設工事現場の警備を半年ほど勤務したことや商店街及び国道等で警備した記憶がある。会社から健康保険証をもらい病院に行った記憶もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管している警備員名簿により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは確認できる。

また、当該警備員名簿によると、申立人の当該事業所での教育実施状況として、昭和62年2月25日から同年3月3日まで新任基本教育を、同年3月4日から63年6月13日まで実地教育を受講していたことが確認できる。

しかし、当時のA社における厚生年金保険適用に係る取扱い等について、同社の元役員に照会したところ、「当該事業所では、実地教育期間は試用期間であり、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった。」との供述があった上、B社から「申立人は決まった時間の就業ではなかったため正社員になるには就業時間が足らず厚生年金保険の加入を見合わせていたと思われる。」との回答があった。

また、申立期間にA社に在籍していた複数の同僚に照会したものの、連絡が取れた同僚からは申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月1日から28年12月1日まで
② 昭和29年2月1日から31年5月20日まで

私は、不況によりA事業所が倒産する前に解雇された。脱退手当金が支給された時期は職業安定所で就職先を探していたが、母親は裁縫の仕事を、弟は郵便局に勤めており、家族がお金に困ったことはなかった。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後5ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和31年5月の前後5年程度の期間内に資格喪失した者28人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18人に脱退手当金の支給記録があり、うち10人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年6月23日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年ごろから 28 年ごろまで
② 昭和 28 年ごろから 34 年ごろまで

昭和 27 年ごろから 2 年ぐらい A 社（現在は、B 社）では陶磁器の絵付けの仕事を、その後 28 年から 34 年ぐらいまで C 事業所では陶磁器の仕上げや選別の仕事をした。両事業所の給与明細書等はないが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間①当時、A 社に在籍していた事務担当者は「当時、会社は取りまとめの人に絵付けをする人たちの報酬を一括して渡しており、絵付けをしていた人たちは、出来高制で取りまとめの人から報酬を受け取っており、会社では社会保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について C 事業所の当時の事業主に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C事業所において申立期間②に同事業所に在籍していた複数の同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 550 (事案 286 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年2月から33年2月まで
② 昭和35年2月から38年7月まで

前回の申立てにおいて、A社で勤務した申立期間①及びB社（現在は、C社）で勤務した申立期間②については、厚生年金保険被保険者期間として認められなかったが、今回、当時の写真が出てきたので同僚の氏名を記入し、再申立てする。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、社会保険事務所の記録では、申立期間①のうち、昭和29年2月から30年5月31日までの期間は、A社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったこと、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が無いこと、当時の社長の息子及び申立期間①に同社の厚生年金保険被保険者であった同僚から、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかったこと等、また、申立期間②に係る申立てについては、C社及び申立期間②にB社の厚生年金保険被保険者であった同僚から、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかったこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月29日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立ての両事業所に勤務していた当時の写真が見付かったこと及び写真に写っている同僚の氏名を思い出したことから、事実関係を再確認してほしいと主張しているが、申立期間①については、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人から提示

があった同僚二人の氏名が見当たらない上、申立期間②については、申立人から氏名の提示があったB社における上司及び同僚10人のうち、連絡が取れた同僚二人に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、同社における当時の厚生年金保険適用に係る取扱い等についても関連資料や供述を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険被保険者資格を喪失するまで報酬額は変わっていないにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額が減額されている。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役又は取締役（代表権のある取締役）を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、平成 9 年 9 月 1 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、同年 10 月 8 日付けで申立人の 8 年 11 月から 9 年 3 月までの厚生年金保険の標準報酬月額について、さかのぼって 17 万円から 12 万 6,000 円に変更されていることが確認できる上、申立期間に同社に在籍していた申立人を除く厚生年金保険被保険者 3 人のうち、9 年 9 月 1 日に資格喪失した者の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額も申立人と同様に減額されている。

一方、申立人は、「平成 9 年に滞納していた保険料について相談するため社会保険事務所に行った。資格喪失届を提出したが、標準報酬月額の変更手続は行っていない。」と主張しているが、申立人は、A社の代表取締役又は取締役であり、「同社の社会保険の手続は自分が行っていた。」と供述していること及び標準報酬月額の訂正処理と資格喪失の処理が同日に行なわれていることを踏まえると、申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役又は取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、平成 7 年 4 月から 9 年 2 月までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、30 万円のままだったと思うので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁の記録により、平成 9 年 3 月 31 日に適用事業所に該当しなくなっているところ、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、同年 4 月 15 日付けで 7 年 10 月から 8 年 2 月までが 30 万円から 9 万 8,000 円に、8 年 3 月から 9 年 2 月までが 26 万円から 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「当該事業所における社会保険の手続はB商工会議所で行っていた。」と主張しているが、B商工会議所から「当会議所が当該事業所から委託されていたのは労働保険及び雇用保険の事務であり、当該事業所の委託は平成 9 年 3 月 31 日に解除している。」と回答している。

また、申立人は「C社が新規適用事業所となったときに、A社の社会保険料の滞納分を整理したものとする。」と回答していることを踏まえると、当該標準報酬月額の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、A社の代表取締役である申立人が標準報酬月額の減額について知らなかったということは考え難い上、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。